

令和7年度 監査計画

第1 監査の基本方針

監査の執行にあたっては、地方自治法（以下「法」という。）第199条第3項の規定並びに知立市監査基準（以下「基準」という。）第13条の規定の趣旨に沿って行うものとし、本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民福祉の増進のため効果的になされているかどうか問題点を把握・究明して事務事業全般の合規性、適正化、効率化に資するものとする。

第2 年間実施計画

監査の対象となる事務事業の動態、監査所要時間等を勘案して、別添の「監査等実施計画」に基づいて行うものとする。

第3 監査の方法

監査の実施にあたっては、事前に必要書類の提出を求め、関係書類、帳簿等の検査照合、計数の把握、事務処理の適否を検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

第4 監査の種目及び重点項目

1 例月出納検査

法第235条の2第1項の規定により、現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として検査する。

令和7年度 監査計画

2 定期監査

法第199条第4項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が適正で合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するとともに、行政監査的事項を含め行政運営全般について、公正で効率的かつ効果的に行われているかについても監査する。

3 財政援助団体等監査

法第199条第7項の規定により財政援助団体等の事業が、適正かつ効果的に執行されその目的を達成しているか。また、当該団体等に対する指導監督が適正に行われているかを主眼として監査する。

4 工事監査

法第199条第5項の規定により、随時監査として実施する。対象工事の工事調査を外部の技術者に委託し、工事に関する計画、設計、積算、施工、検査等が適正かつ的確に行われているかどうかを主眼として、年間2件程度を選定し監査する。

5 決算審査、基金の運用状況審査

法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法（以下「公企法」という。）第30条第2項の規定により次のとおり実施する。

ア 一般会計・特別会計

- ① 決算書及び付属書類と証書及び帳簿等の符号、内容の適否を確認する。

令和7年度 監査計画

- ② 各会計別歳入の確保及び歳出の執行状況について、総合的に審査し、事務内容の適否を確認する。

イ 水道事業会計及び下水道事業会計

決算書及び決算附属書類と証書及び帳簿等を符号し、その会計規則に対する適合性及び経営効果を審査する。

ウ 基金

基金の運営状況に関する書類の計数を確認するとともに、基金の運営が適正かつ効率的に行われているかどうかを審査する。

6 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認するとともに、健全な財政運営が行われているかどうかについて審査する。

7 上記以外の監査

監査の実施事由に応じてその都度決定する。

令和7年度 監査計画

第5 出席を求める職員

1 例月出納検査

会計管理者、上下水道部長、水道課長、下水道課長、会計課及び水道課、下水道課において
出納事務に携わる職員

2 定期監査

部局に関係する部局長、課長及び主幹並びにその都度指定された課長補佐以下の職員

3 財政援助団体等監査

当該財政的援助に関係する部局長、課長並びに必要に応じ指定された職員及び当該財政援助
団体等職員

4 工事監査

対象工事担当部局に関係する課長及びその都度指定された課長補佐以下の職員及び工事検査
担当部局の検査担当職員

5 決算審査及び基金の運用状況審査

会計管理者、部局長、課長及び必要に応じ指定された課長補佐以下の職員

6 健全化判断比率等審査

財政担当部局に関係する部長、課長及びその都度指定された課長補佐以下の職員

7 上記以外の監査

監査を実施する都度指定された職員